

未認証行為は 法律違反です!!

●未認証行為は、道路運送車両法違反となります。

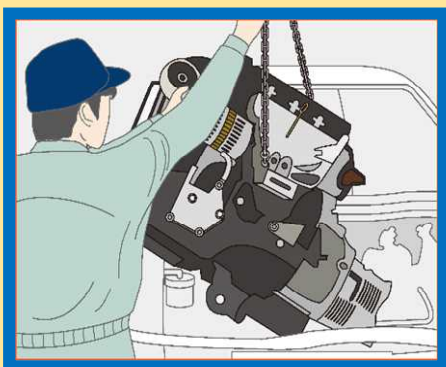
未認証行為とは、国土交通省地方運輸局長（沖縄は総合事務局長）の道路運送車両法第七十八条の規定に基づく認証を受けずに自動車の分解整備を行う行為です。違反すると罰金が科せられる場合があります。

分解整備を行う場合は**認証の取得が必要**です。

分解整備となる主な作業例

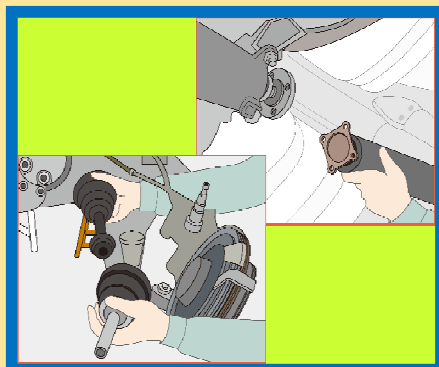
①原動機

(エンジン脱着)



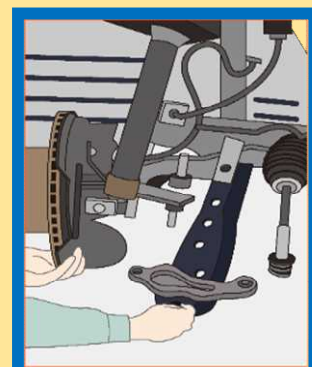
②動力伝達装置

(ドライブシャフト、プロペラシャフト脱着)



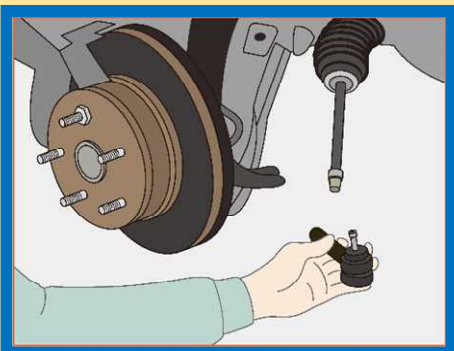
③走行装置

(ロアアーム脱着)



④かじ取り装置

(タイロッドエンド脱着)



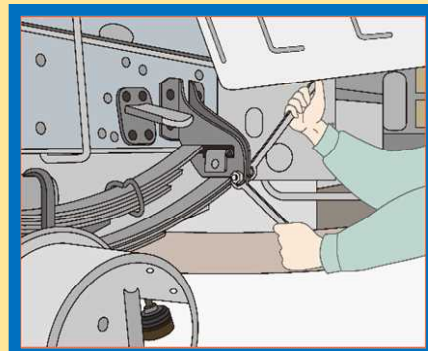
⑤制動装置

(ディスクキャリパ、ブレーキドラムの取り外し)



⑥緩衝装置

(リーフスプリング脱着)



自動車分解整備事業について

自動車分解整備事業を経営する場合には、道路運送車両法第78条により、自動車の分解整備を行う事業場毎に地方運輸局長の認証を受けなければならないとされています。

●道路運送車両法

第七十八条(認証)

自動車分解整備事業を営もうとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

●道路運送車両法施行規則

第3条(分解整備の定義) の関係

以下の1～7の装置等を取り外して行う整備又は改造は**分解整備**に該当します。

1. 原動機、2. 動力伝達装置、3. 走行装置、4. 操縦装置、5. 制動装置、6. 緩衝装置、7. 連結装置

認証を受けずに自動車の分解整備を反復継続して行うと同法第78条の規定に違反することとなります。

罰則 50万円以下の罰金(同法第109条第9項)

●道路運送車両法

第百九条 (罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- (九) 第七十八条第一項の規定による認証を受けずに自動車分解整備事業を営んだ者

認証を受ける場合は、最寄の運輸支局(整備担当)に相談ください。

愛知運輸支局	052(351)5314	三重運輸支局	059(234)8412
静岡運輸支局	054(261)7622	福井運輸支局	0776(34)1603
岐阜運輸支局	058(279)3715		

